

「グループホーム プラチナ・ヴィア青葉台運営規程」

第2章

（目的）

第1条 医療法人社団医誠会が設置運営する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の支援及び日常生活の中での機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことができるよう支援する。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、横浜市条例の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行なう。

（事業所の名称）

第4条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 グループホーム プラチナ・ヴィア青葉台
- 2 所在地 神奈川県横浜市青葉区鴨志田町758番地-1

（職員の員数及び職務内容）

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

共同生活住居1

① 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行なう。

② 計画作成担当者 1名（非常勤兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行なう。

③ 介護職員 6名（常勤兼務）

介護職員 1名（非常勤兼務）

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行なう。

共同生活住居 2

① 管理者 1 名（常勤兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行なう。

② 計画作成担当者 1 名（常勤兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行なう。

③ 介護職員 5 名（常勤兼務）

介護職員 2 名（非常勤兼務）

（利用定員）

第 6 条 利用定員は 1 ユニット 9 名ずつの 2 ユニットの 18 名とする。居室の定員は一人とする。ただし利用者の処遇上必要と認められる場合は二人とすることができる。また、災害等やむを得ない場合を除き、入居定員を超えて入居させない。

（介護の内容）

第 7 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の支援。
- ② 日常生活上の支援。
- ③ 日常生活の中での機能訓練にて利用者の心身機能の維持、回復。
- ④ 利用者の生活機能の維持、向上の支援。
- ⑤ 相談、援助。

（介護計画の作成）

第 8 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、文章により同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行なう。

（利用料等）

第 9 条 本事業が提供する指定介護予防認知症対応型生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額に、別に定める料金表に記載した介護保険適用外のその他の費用を合わせた額とする。

- 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振替にて指定期日までに受けるものとする。

（入退居にあたっての留意事項）

第 10 条 指定介護予防認知症対応型生活介護の対象者は、要支援 2 者であって認知症の状態にあり、かつ、次の各号を満たすものとする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行なうよう努める。

（秘密保持）

第 11 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密をもらすことがないよう、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行なう。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第 14 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応策）

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。協力介護施設、協力病院、協力歯科を以下のように定める。

- 1 協力施設 介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ青葉台
- 2 協力病院 医療法人社団共進会 つくし野駅前クリニック
- 3 協力病院 医療法人財団明理会 鶴川サナトリウム病院
- 4 協力歯科医院 社会福祉法人ハートフル記念会 ブライトデンタルクリニック多摩

5 協力訪問看護 訪問看護ステーション プラチナ・ヴィア青葉台

(非常時災害対策)

第 16 条 消防法に規定する防火管理者を設置し、消防、風水害その他災害に対処するための計画を作成させると共に、当該計画に基づき、次に掲げる訓練を行なう。

- 1 消火、通報、避難及び救出等の訓練 年 2 回。
- 2 消防設備、施設等の点検及び整備。
- 3 従業者に対する火気取り扱いに関する指導、監督。
- 4 その他非常災害対策上必要な対策。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第 18 条 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

- 2 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(対象地域)

第 19 条 本事業所を利用できる者は原則横浜市の市民とする。

(その他運営についての重要事項)

第 20 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回
- 2 事業所はこの事業を行なうため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は管理者が定めるものとする。
 - 4 事業所は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付 則 この規程は、平成 17 年 3 月 1 日より施行する。

平成 18 年 4 月 1 日より改正

平成 20 年 11 月 1 日より改正

平成 22 年 8 月 1 日より改正

平成 23 年 4 月 1 日より改正

平成 23 年 9 月 1 日より改正

平成 25 年 4 月 1 日より改正

平成 25 年 10 月 1 日より改正

平成 26 年 6 月 1 日より改正

平成 28 年 5 月 1 日より改正

平成 29 年 3 月 1 日より改正

平成 29 年 11 月 1 日より改正

2021 年 10 月 1 日より改正

2024 年 4 月 8 日より改正